

国保だより

このような時は 14 日以内に届け出を！！ ～国保に加入するとき・やめるとき～

届け出が遅れてしまうと、医療費が全額自己負担になったり、職場の保険料と国保の保険税の両方を支払うことになってしまう場合があります。

○国保に加入するとき

(例)・転入してきたとき (以前から国保だった場合)
・会社を退職したとき、被扶養者から外れたとき など

○国保をやめるとき

(例)・転出するとき ・会社に就職したとき、被扶養者になったとき など

○その他

(例)・住所が変わったとき ・世帯主や氏名が変わったとき など

届け出の際は、本人確認書類等をご持参ください。

※会社を退職したときは、職場の健康保険をやめた証明書、職場に就職したときは、国保と職場の両方の保険証が必要となります。詳細は、住民課までお問い合わせください。



マイナンバーカードが保険証として使用できるようになりました。
まだ取得していない人は、早めに取得しましょう。

住民課 ☎ 55-3112

国民年金だより

学生納付特例ポイント

ポイント1 学生納付特例はどんな制度？

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

◎学生納付特例のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったとき障害基礎年金を受け取ることができます。

対象となる方

・大学生(大学院)・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校

ポイント2 手続きはどうするの？

申請の流れ

1. 申請書入手
申請書は、役場の窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。
2. 申請書の記入
記入例を参考に申請書をご記入ください。
3. 申請書を提出
提出先は、平田村役場となります。申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものが必要になります。
4. 審査の結果の確認
申請後、日本年金機構から「承認通知書」又は「却下通知書」が届きます。
 - (1) 「承認通知書」が届いた場合、承認期間は4月～翌年の3月の1年間となります。
すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。
 - (2) 「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

※手続きを行わないと、万が一のことが起こった場合、年金を受け取ることができなくなります。
年金は、老後に受け取るだけではありません。万一、病気やケガで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行わないまま保険料を納めずにいると、障害基礎年金が受け取れなくなります。

住民課 ☎ 55-3112 / 郡山ねんきん事務所 ☎ 024-932-3434



介護保険は通院していなくても利用できます

小原 大治 医師

今回は、介護保険について知って頂きたいことがあるので詳しく説明していきます。

まず、介護保険とは65歳以上の高齢者、40から64歳の特定疾患患者（認知症、脳卒中、末期がん、神経難病、関節リウマチなどの整形疾患など）のうち、介護が必要になった人にその費用を給付してくれる保険です。保険料は40歳から64歳の方は健康保険と一緒に徴収されます。65歳以上の方は、年金から天引きされます。費用は原則1割の自己負担が必要です。ただし、所得に応じて、自己負担が2割あるいは3割になります。介護保険で利用できるサービスは下記のように多岐にわたります。

自宅にしながら利用できるもの

居宅介護支援：ケアプランの作成、家族の相談対応

福祉用具に関するサービス：介護ベッド、車イスなどのレンタル、入浴・排泄関係の福祉用具の購入費の助成

住宅改修：手すり、バリアフリー、洋式トイレへの改修費用の助成

訪問介護：掃除や洗濯、買い物や調理など

身体介護：入浴や排泄のお世話

訪問看護：看護師の健康確認など

訪問入浴介護：入浴介助

訪問リハビリ：リハビリ専門家による自宅でのリハビリ

居宅療養管理指導：医師、歯科医師、薬剤師、栄養士などによる自宅での療養の管理指導

定期巡回、随時対応型訪問介護看護：24時間対応型の訪問介護・訪問看護サービス

自宅外で利用できるもの

デイサービス：高齢者の間では学校と呼ばれ、食事や入浴の支援、心身の機能を維持・向上するためのリハビリやレクリエーション、口腔清掃や口唇・舌の機能訓練などを日帰りで行います

デイケア：施設や病院などで、日常生活の自立のためにリハビリを行います

認知症対応型通所介護：認知症と診断された方が利用するデイサービス

入所、入院で利用できるもの

ショートステイ：施設などに短期間宿泊して、食事や入浴の支援や、心身の機能を維持・向上するためのリハビリなど家族の介護負担軽減や施設入居準備などに利用します

特別養護老人ホーム：常に介護を必要とする方が長期入所します

特別老人保健施設：特別養護老人ホームより軽症の方が入所します

介護療養型医療施設：医療と介護の両方を必要とする入院

これらのサービスを利用することによって、高齢者が地域で生活しやすくなるのが介護保険の目的です。介護保険を利用するためには介護認定が必要になるので村役場の介護保険担当窓口で申請することから始めます。認定調査員が自宅訪問し、要支援、要介護度の判定をすることになります。

高齢者は何らかの病気を有していることが多いため、通院先の主治医が意見書を書く場合があります。このため介護保険は病気にかかっている方の保険と認識され、病院にかかっていると介護保険を利用できないと思っている方がたくさんいます。実際に、介護保険が必要にも関わらず通院していないため、介護申請すらされていないケースが多々あります。高齢者の方々は保険料を払った以上、必要な介護保険を受ける権利があります。地元で健康に長生きするために必要な介護保険サービスの利用を勧めます。村役場、病院に相談してみてください。